

利用会員規約 新旧対応表

	変更前(2024/11/30まで)	変更後(2024/12/1以降)
第17条第1項	<p>フローレンスパックの提供に関し、フローレンス又は保育者が、対象児又は利用会員の財産、身体、生命その他の権利利益に損害を与えた場合、フローレンスは、その損害につきフローレンス又は保育者が加入している賠償責任保険及び傷害保険(以下「賠償責任保険及び傷害保険」といいます。)の対象となる損害について、賠償責任保険及び傷害保険で補償を受けられる保険金額を上限として賠償します。但し、次の各号に定める損害については、フローレンスは何ら責任を負いません。</p> <p>①同左 ②同左 ③同左 ④同左</p>	<p>フローレンスパックの提供に関し、フローレンス又は保育者が、対象児又は利用会員の財産、身体、生命その他の権利利益に損害を与えた場合、フローレンスは、その損害につきフローレンス又は保育者が加入している賠償責任保険及び傷害保険(以下「賠償責任保険及び傷害保険」といいます。)の対象となる損害について、賠償責任保険及び傷害保険で補償を受けられる保険金額を上限として賠償します。但し、次の各号に定める損害については、フローレンスは何ら責任を負いません。</p> <p>①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤フローレンスパックの利用中に、対象児に乳幼児突然死症候群(SIDS)等の原因不明の事故が発生した場合における損害(フローレンスが当該事故発生当時の状況に照らして適切な措置を講じれば発生を防ぐことができた損害を除きます。) ⑥保育者が利用会員からの依頼を受けてモニター(又は別室)で午睡の見守りを行っている間に事故が発生した場合における損害(フローレンスが通常の注意を尽くせば発生を防ぐことができた損害を除きます。)</p>
第17条第3項	<p>3.前各項の規定にかかわらず、フローレンスパックの利用中に、対象児に乳幼児突然死症候群(SIDS)等の原因不明の事故が発生した場合において、フローレンスが当該事故発生当時の状況に照らして適切な措置を講じたときは、フローレンスは何ら賠償責任を負いません。</p>	<p>3.フローレンスがフローレンスパックを提供することができなかった場合において、フローレンスが利用会員に対してガイドラインの定めに従ってクーポン(フローレンスが発行する、フローレンスパックの保育料に利用することができるクーポンをいい、以下「フローレンスクーポン」といいます。)を交付した場合、フローレンスは、利用会員がフローレンスパックを利用できなかったことに関し、賠償義務又は料金の返還義務を負いま</p>

		せん。
第17条第4項	<p>4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には、フローレンスは何ら賠償責任を負いません。</p> <p>①感染症の大規模な流行等によりフローレンスがガイドラインの定めに従って「フローレンス パンデミックモード」を宣言した場合</p> <p>②上記①以外の場合であって、フローレンスがフローレンスパックを提供することができなかった場合において、フローレンスが利用会員に対してガイドラインの定めに従ってクーポン(フローレンスが発行する、フローレンスパックの保育料に利用することができるクーポンをいいます。)を交付した場合</p>	<p>4.前項の規定にかかわらず、フローレンスがガイドラインの定めに従って「フローレンス パンデミックモード」を宣言した場合、フローレンスはフローレンスクーポンの交付をしないものとし、かかる場合、フローレンスは、利用会員がフローレンスパックを利用できなかったことに関し、賠償義務又は料金の返還義務を負いません。</p>
第17条第5項	<p>5.第1項及び第2項の賠償額の上限にかかる規定、並びに前項の規定は、対象児又は利用会員に生じた損害がフローレンスの故意又は重過失により生じた場合には適用されません。</p>	<p>5.第1項及び第2項の賠償額の上限にかかる規定、並びに第3項及び第4項の規定は、対象児又は利用会員に生じた損害がフローレンスの故意又は重過失により生じた場合には適用されません。</p>
制定・改定日	<p>2008年10月1日制定 2010年2月1日改定 2012年11月15日改定 2013年7月15日改定 2014年1月10日改定 2014年11月1日改定 2016年11月15日改定 2018年7月1日改定 2020年1月1日改定 2021年2月1日改定 2022年1月15日改定 2023年1月15日改定 2023年10月1日改定</p>	<p>2008年10月1日制定 2010年2月1日改定 2012年11月15日改定 2013年7月15日改定 2014年1月10日改定 2014年11月1日改定 2016年11月15日改定 2018年7月1日改定 2020年1月1日改定 2021年2月1日改定 2022年1月15日改定 2023年1月15日改定 2023年10月1日改定 2024年12月1日改定</p>